

アベノミクス第3の矢の本命と期待される法人実効税率の引下げ議論が年末に向けてヒートアップする。いつから、何回に分けて、何%程度引き下げていくのか、当面は6月末に予定される骨太の方針の書きぶりが焦点となる。

法人税率引下げが大幅なネット減税で行われるならば、国民は消費税率10%への引上げに対して疑問を呈するだろうし、軽減税率導入論にも弾みがつくなどの波及も生じる。そこで、財政再建との両立という方針の下で、「課税ベースを拡大しつつ税率の引下げを図る」という作業となる。「経済再生」と銘打つ以上は、課税ベースの拡大がわが国の産業の構造変化につながるものにする必要があり、その観点から租税特別措置の見直しや赤字法人課税・公益法人課税が議論となる。

最も議論となるのは、地方税である法人事業税・外形標準課税の取扱いだ。わが国法人税率を高止まりにしている最大の要因は地方税であり、法人税率の引下げに地方税の引下げを含めることは必須である。

しかし、そもそもわが国の地方公共団体には、国際競争力のための減税、経済の空洞化を税制で防止するといった国際的マインドは一切といってよいほどない。地方のローカル企業の多くは、国際的な競争に日夜さらされているわけではないので、この感覚は理解できないわけではない。

このような減税と財源確保のジレンマの中で考えられている案が、外形標準課税のさらなる拡充である。わが国の法人実効税率（東京都35.64%）という数字は、法人所得に対する税率で、外形標準課税分は入っていない。そこで、事業税の所得課税部分の外形化を進めていけば、税収に影響を与えないで実効税率が引き下がる、つまり「課税ベースを拡大しつつ税率を

引き下げる」ことが可能になるのである。

企業にとって、所得に対する税負担は減るが、付加価値を基準とした税負担は増えることになるので、行ってこいではないかという批判が出ている。また、付加価値の大部分は人件費なので、そこに課税されると雇用に影響を及ぼすという懸念もあり、早速中小企業団体は反対を叫んでいる。これに対し、所得が大きく伸びる企業の負担は減る上、赤字企業の負担は増加することになるので、構造改革につながるのではないかと、という賛成論が出ており、議論が白熱している。

外形標準課税は、税制のあり方として、いろいろな問題を抱えている。

第1に、資本金1億円以下の企業はかからないなど特例が多く、税制が複雑で、応益的な税制というにはあまりにも問題が多い。第2に、付加価値割は実質的な賃金課税で、雇用に悪影響を与える。また資本割は、事業規模を表す指標としては不適切で、企業の自己資本の充実に悪影響を及ぼす。第3に、外形標準

課税の本来の趣旨が付加価値税であるにもかかわらず、消費税のような国境調整（輸出時の税還付）ができない。

そこで多くの学者は、本来の趣旨である消費税で代替することが望ましいと考えている。消費税を1%程度引き上げて、外形課税分を含む法人事業税を廃止するのである。しかし消費税率は2015年10月に10%に引き上げることが決まっており、さらなる引上げは政治的にも相当先のことになる。一方、法人税減税は差し迫った課題である。

こう考えてくると、今回の法人実効税率引下げ論の中で、外形標準課税を拡充していくことは、将来的な抜本改革を念頭に置いた上で、やむを得ない選択といえないこともない。悩ましい問題である。

